

## 5 その他事務

### (1) 有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
教育庁 文化財保護課	<p>計量法によれば、電気等の使用量を計量する特定計量器について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。弥生文化博物館において、行政財産の使用許可を行った自動販売機の電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="540 716 1531 858"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> <th>特定計量器確認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力量計 1台</td> <td>平成28年9月</td> <td>平成29年7月7日</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日	電力量計 1台	平成28年9月	平成29年7月7日	<p>検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を新しいものに取り替えるなど、必要な是正措置を行われたい。</p> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>平成29年9月11日に検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を新しいものに取り替えた。 今後は、計量法を遵守し、適正な事務処理を行う。</p>
計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日							
電力量計 1台	平成28年9月	平成29年7月7日							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月5日から同年7月11日まで）